(七)　防火対象物の防災センター（規則第十二条第一項第八号に規定する防災センターをいう。）、中央管理室（建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室をいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）と通話することができる装置を設けること。

六　給気口は、規則第三十条第二号ニの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一)　加圧式消火活動拠点ごとに、一以上を設けること。

(二)　給気用の風道に接続されていること。

七　給気用の風道は、規則第三十条第三号（ホ(ハ)及び(ニ)を除く。）の規定の例によるほか、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。この場合において、同号イ中「排煙上又は給気上」とあるのは「給気上」と、同号ロ中「排煙機又は給気機」とあるのは「給気機」と読み替えるものとする。

八　給気機は、規則第三十条第五号の規定の例によるほか、次に定めるところによること。

(一)　火災により発生した煙を取り込むおそれのない位置に設けること。

(二)　給気機の給気性能は、一の遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとした場合における当該遮煙開口部の通過風速を、隣接室の区分に応じそれぞれ次に掲げる表の式によって計算した必要通過風速に維持しうる量の空気を供給する性能以上であること。

隣接室の区分			必要通過風速（単位　メートル毎秒）
火災の発生のおそれの少ない室			準耐火構造の壁若しくは床又は特定防火設備である防火戸で区画され、かつ、開口部の幅の総和が当該壁の長さの四分の一以下であるもの	$2.7\sqrt{h}$
その他の室	その他のもの		$3.8\sqrt{h}$
	不燃材料で造られた壁若しくは床又は防火設備である防火戸で区画されたもの		$3.3\sqrt{h}$

この表において、hは、遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）を表すものとする。

九　空気逃し口は、次に定めるところによること。

(一)　給気口の開放に伴い、開放するよう設けること。

(二)　隣接室又は一般室に設けること。

(三)　常時外気に開放されている風道（断熱、可燃物との隔離等の措置が講じられたものに限る。）に接続され、又は直接外気に接していること。

(四)　(一)の規定により開放された場合を除き閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合にあっては、この限りでない。

(五)　不燃材料で造られていること。

(六)　開口面積が、次の式で求める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

$A_p=(\sqrt{v}h-V_e)\div 7$

A_pは、必要開口面積（単位　平方メートル）

vは、遮煙開口部の通過風速（単位　メートル毎秒）

hは、遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

V_eは、空気逃し口の存する室に設けられた排煙口のうち、給気口の開放に伴い、自動的に開放するもので、かつ、自動閉鎖装置を設けたダンパーが設置されていない排煙用の風道に接続されるものの排煙機（当該排煙口の開放に伴い、自動的に作動するものに限る。）による排煙能力（単位　立方メートル毎秒）

十　起動装置は、次に定めるところによること。

(一)　排煙口の手動起動装置は、規則第三十条第四号イの規定の例によるほか、排煙機により排煙する防煙区画にあっては、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するよう設けること。この場合において、同号イ(イ)中「一の防煙区画ごと」とあるのは「防災センター等及び一の防煙区画ごと」と、同号イ(ニ)中「排煙設備の起動装置」とあるのは「排煙口の手動起動装置」と読み替えるものとする。

(二)　給気口の手動起動装置は、規則第三十条第四号イの規定の例によるほか、給気口の開放に伴い、給気機が自動的に作動するよう設けること。この場合において、同号イ(イ)中「一の防煙区画ごと」とあるのは「防災センター等及び一の加圧式消火活動拠点ごと」と、同号イ(ロ)中「防煙区画」とあるのは「加圧式消火活動拠点」と、同号イ(ニ)中「排煙設備の起動装置」とあるのは「給気口の手動起動装置」と読み替えるものとする。

(三)　排煙口の自動起動装置を設ける場合にあっては、規則第三十条第四号ロ(イ)の規定の例によるほか、排煙機により排煙する防煙区画にあっては、排煙口の開放に伴い、排煙機が自動的に作動するよう設けること。この場合において、同号ロ(イ)中「起動」とあるのは「排煙口が開放」と読み替えるものとする。

十一　電源は、規則第二十四条第三号の規定の例により設けること。

十二　非常電源は、規則第十二条第一項第四号の規定の例により設けること。

十三　操作回路の配線は、規則第十二条第一項第五号の規定の例により設けること。

十四　規則第十二条第一項第八号の規定は、加圧防排煙設備について準用する。

十五　排煙用の風道、給気用の風道、空気逃し口に直結する風道、排煙機、給気機及び非常電源には、規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日

消防庁長官　河野　栄

第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　加圧防排煙設備試験結果報告書　別記様式第三十六